

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 27 日 (金) 第 92 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (市町村課取扱い) 2
- 保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (保健医療福祉課取扱い) 2
- 鹿児島県食品行商取締条例施行規則を廃止する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 2
- 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 2
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 3
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 5
- 漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則 (※) (漁港漁場課取扱い) 5
- 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (都市計画課取扱い) 5
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 7
- 教 育 委 員 会 規 則**
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 8
- 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程**
- 鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 8

## 規 則

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第13号

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則(昭和35年鹿児島県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第4条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加え、同項第3号中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に改め、同項第4号中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第5号」に改め、同項第5号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改め、同条第2項ただし書中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改め、同項第1号中「第5号」を「第6号」に改め、同条第3項ただし書中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改める。

第13条第2項中「250円」を「300円」に改める。

第43条第2項中「300円」の次に「(知事が人事委員会と協議して定める道路補修作業に従

事した場合にあつては、350円) 」を加える。

第53条中「第 4 条第 1 項第 5 号」を「第 4 条第 1 項第 6 号」に改める。

附 則

- 1 この規則中第 3 条及び第53条の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則第 3 条及び第53条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県規則第14号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鹿児島県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別表くらし保健福祉部の表 4 の項を削る。

附 則

この規則は、動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和 2 年鹿児島県条例第17号)附則第 1 項ただし書の規則で定める日から施行する。

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県規則第15号

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和39年鹿児島県規則第54号)の一部を次のように改正する。

別表 4 の項中「430」を「440」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県食品行商取締条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県規則第16号

鹿児島県食品行商取締条例施行規則を廃止する規則

鹿児島県食品行商取締条例施行規則(昭和25年鹿児島県規則第107号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県規則第17号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和55年鹿児島県規則第14号)の一部を次のように改正する。

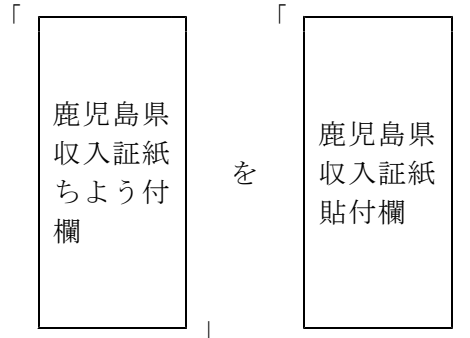
題名を次のように改める。

鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

第 1 条中「動物の愛護及び管理に関する条例」を「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

別記第 2 号様式中「動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」を「鹿児島県動物の愛護及

び管理に関する条例施行規則」に、



に改める。

別記第 3 号様式（表）中「動物の愛護及び管理に関する条例」を「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例」に改め、同様式（裏）中「動物の愛護及び管理に関する条例」を「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例」に、「第 34 条第 1 項」を「第 37 条の 3 第 1 項」に、「第 24 条の 4」を「第 24 条の 4 第 1 項」に、「又は法」を「第 24 条の 2 第 3 項、第 25 条第 5 項又は」に改める。

別記第 4 号様式中「動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」を「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第 3 号様式による身分証明書は、改正後の鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第 3 号様式による身分証明書とみなす。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 18 号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和 33 年鹿児島県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 9 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（検査命令書）

第 3 条 政令第 5 条第 1 項の検査命令書は、検査命令書（別記第 1 号様式）によるものとする。

第 4 条中「別記第 1 号様式」を「別記第 1 号様式の 2」に改める。

別記第 1 号様式を別記第 1 号様式の 2 とし、附則の次に次の 1 様式を加える。

別記

第 1 号 様 式 (第 3 条 関 係)

検 査 命 令 書

指 令 第 号

住 所

(法 人 に あ つ て は , 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)

氏 名

(法 人 に あ つ て は , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)

食 品 衛 生 法 第 26 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 下 記 の と お り 検 査 を 受 け る こ と を 命 じ ま す 。

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事



記

- 1 検 査 を 受 け る べ き 製 品 の 名 称
- 2 製 造 所 又 は 加 工 所 の 名 称 及 び 所 在 地
- 3 検 査 の 項 目
- 4 試 験 品 の 採 取 方 法
- 5 検 査 の 方 法
- 6 検 査 を 受 け る べ き 製 品 の 製 造 又 は 加 工 の 期 間
- 7 検 査 を 受 け る べ き こ と を 命 ず る 具 体 的 な 理 由

(教 示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

## 附 則

この規則中第 3 条及び第 4 条の改正規定並びに別記第 1 号様式を別記第 1 号様式の 2 とし、附則の次に次の 1 様式を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第 19 号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 4 年鹿児島県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中「第 35 条第 12 号」を「第 35 条第 3 号」に改める。

## 附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第 20 号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則  
漁港漁場整備法施行細則（昭和 48 年鹿児島県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 1 項中「1 年」を「10 年」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第 21 号

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則  
鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和 61 年鹿児島県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 浄化槽管理士が条例第 10 条第 8 項の研修を受講したことを証する書類（登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者が登録の申請をする場合に限り。）

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（研修等）

第 8 条の 2 条例第 10 条第 8 項の規定により浄化槽管理士が受ける研修は、次に掲げる事項について知事が別に指定する者が行う研修とする。

- (1) 浄化槽行政の動向に関する事項
- (2) 浄化槽の構造と機能に関する事項
- (3) 浄化槽の保守点検と清掃に関する事項
- (4) 地域における浄化槽情報に関する事項
- (5) その他浄化槽の保守点検の業務に関し必要な事項

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、前項の研修を登録の有効期間ごとに 1 回以上受けさせなければならない。ただし、当該有効期間満了の日前 3 年以内において、浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けている場合又は浄化槽管理士が他の都道府県（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下この項において同じ。）若しくは他の都道府県の長が指

定する者が行う前項各号の事項に係る研修を受けた場合は、この限りでない。

別記第 1 号様式中

「

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及び交付年月日				
営 業 所			浄 化 槽 管 理 士	
フリガナ 名	フリガナ 称	所 在 地 号 号	フリガナ 氏 名	免 状
				交付番号

」

を

「

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号及び交付年月日並びに鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第 10 条第 8 項の研修の受講年月日及び受講予定年度					
営 業 所			浄 化 槽 管 理 士		
フリガナ 名	フリガナ 称	郵 便 番 号 地 号 号	フリガナ 氏 名	免 状	研 修
				交付番号	受講年月日
				交付年月日	受講予定年度

」

- に改め、同様式備考中備考を備考 1 とし、同様式備考に次のように加える。
- 2 受講年月日の欄には、現在の登録の有効期間内における研修の受講年月日を記載すること。
  - 3 受講予定年度の欄には、この申請により見込まれる新たな登録の有効期間内における研修の受講予定年度を記載すること。

附 則

この規則中第 8 条の次に 1 条を加える改正規定及び別記第 1 号様式の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第22号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則  
鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	毒物劇物製造業等登録申請経由手数料 毒物劇物製造業等登録更新手数料 毒物劇物製造業等登録更新申請経由手数料 毒物劇物取扱者試験手数料 毒物劇物製造業等登録変更手数料 毒物劇物製造業等登録変更申請経由手数料	を
---------	---	---

毒物劇物製造業等登録更新手数料 毒物劇物取扱者試験手数料 毒物劇物製造業等登録変更手数料	に、
--	----

鹿児島県食品行商取締条例（昭和25年鹿児島県条例第55号）第6条	食品行商許可手数料	を
自動車運転免許試験場使用料徴収条例（昭和30年鹿児島県条例第47号）第1条	自動車運転免許試験場使用料	

自動車運転免許試験場使用料徴収条例（昭和30年鹿児島県条例第47号）第1条	自動車運転免許試験場使用料	に、「動
---------------------------------------	---------------	------

物の愛護及び管理に関する条例」を「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

附 則

この規則中別表第 1 の改正規定（

毒物劇物製造業等登録申請経由手数料 毒物劇物製造業等登録更新手数料 毒物劇物製造業等登録更新申請経由手数料 毒物劇物取扱者試験手数料 毒物劇物製造業等登録変更手数料 毒物劇物製造業等登録変更申請経由手数料	を
---	---

毒物劇物製造業等登録更新手数料 毒物劇物取扱者試験手数料 毒物劇物製造業等登録変更手数料	に改める部分に限る。）は令和 2 年
--	--------------------

4 月 1 日から、同表の改正規定（「動物の愛護及び管理に関する条例」を「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める部分に限る。）は同年 6 月 1 日から、その他の規定は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

**鹿児島県教育委員会規則第 3 号**

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則  
鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「内之浦小学校  
川上小学校  
内之浦中学校  
川上中学校  
肝付町立肝付町内之浦学校給食センター」  
を 「内之浦小学校  
内之浦中学校  
肝付町立肝付町内之浦学校給食

センター」  
に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**県立病院局企業管理規程**

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号**

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程  
鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第15号）の一部を  
次のように改正する。

第43条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第15号までを 1 号ずつ繰り  
上げる。

別表第 1 費用勘定の表中

「 | | | 賃金 | 臨時又は非常勤の |  
| | | | 職員の報酬又は賃 | を削る。  
| | | | 金 |  
」

別表第 2 収益的収入及び支出の表中

「 | | | 賃金 |  
| | | | を削る。  
」

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。